生活習慣病の早期発見 のため特定健康診査を 受けましょう





平成29年6月23日 第138号 一発 行一

五 所 川 原 市 民生部国保年金課

五所川原市字岩木町12番地 Ⅲ35-2111番代 内線2335·2336 国民健康保険税は 納期内に 納めましょう

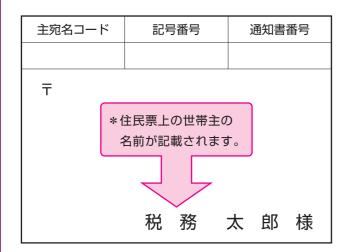
平成29年度国民健康保険税について

●7月は平成29年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚 目

平成29年度 国民健康保険税納税通知書



★年税額を9期(7月〜翌年3月)で分割して納付する ことになるため、各納期の税額がその月の保険税と はなりません。そのため、国保資格を喪失した後に 再計算した結果、資格喪失した月以降の納期に税額 が残る場合があります。

★65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が 天引きとなる世帯についてだけ記載されます。

平成29年7月1日

★29年度の国保税 (4月~翌年3月分)の 年税額が9期に分けられ記載されます。

		期別	納期	税額(単位:円)
	普	第1期	7月1日~ 7月31日	
		第2期	8月1日~ 8月31日	
	通	第3期	9月1日~10月2日	
	乪	第4期	10月1日~10月31日	
	徴	第5期	11月1日~11月30日	
	1玖	第6期	12月1日~ 1月4日	
		第7期	1月4日~ 1月31日	
	収	第8期	2月1日~ 2月28日	
		第9期	3月1日~ 4月2日	
	特	仮	平成29年 4月分	
		仮 徴 収	平成29年 6月分	
	別	41	平成29年 8月分	
	徴	本	平成29年 10月分	
	הוו	徴	平成29年 12月分	
A	収	収	平成30年 2月分	
			普通徴収額(計)	
		\longrightarrow	特別徴収額(計)	
			숌 計	

2枚目

国民健康保険税の算出内訳 (単位:円)

被保険者別課税月数

			医療分	支援分	介護分	被保険者氏	タ 医療分・	介護分	離職	ı
	軽減判定総	於所得	世帯主とその世帯の	国保加入者の前年分	の合計所得	依休陕有氏	立 支援分	月設刀	軽減分	
		元となる額	国保加入者の前年分	かの所得から基礎控除	を差し引いた額				-16	
	所得割	税率(%)	7.27	2.21	2.02		国保加	0 4	非自発的失業者で軽減制度が該当になる月数	
		A 税 額						歳く	発的	ĺ
		元となる額		固定資産税の額				6 4	美	
	資産割	税率(%)	37.76	12.25	12.63		ΧX	歳の	者	
		B 税 額						方	軽	
[均等割	C税額	25,210×被保険者数	7,400×被保険者数	9,400×40~64歳の被保険者数			の国保加	減制	
 *1	平等割	D 税 額	21,500	6,400	5,500			保加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加	度が	
	①=A+B-	+C+D						ద	該业	
(*2)	軽減額	E 均等割						月数	₹ 	
(%2)	()	F 平等割							なる	
	賦課限度額	Į	540,000	190,000	160,000				月数	
	G 限度起	2過額	上記の賦課限度額を	を越える場合に記載さ	れます。					
	②=①-E-	-F-G(算出額)								
	H 減免額	Į.								
	l 月割增	曽減額(端数を含む)	該当年度のうち国係	経資格の無い月及び端	数切捨となる税額					
	③賦課額	(②-H±I)				合 計				l
ا		+0 +150				-4-1		10/01-	7 12	ı
1 •×	〔1〕・・・ 医≱	春分・支援分(/)半巻	割軽減か該当にかん	.世帯(国民健康保険	iから後期高齢者医療	制度へ移行した	ライとにより	儿玉儿朱加	A右か	

- ※1・・・医療分・支援分の平等割軽減が該当になる世帯(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者か1人になる世帯)については、軽減後の税額が記載されます。
- (※2)・・・軽減判定により7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当した場合に記載されます。 7割・5割・2割の判定基準については、平成29年5月25日付け「こくほ」、または納税通知書の裏面をご確認ください。 世帯内に所得不明者がいる場合、軽減が適用されず「保留」と記載されていますので、速やかに所得申告をしてください。

国民健康保険税の納付書について

コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつ バラバラのままお送りしております。

納付の際には期別をよくお確かめください。 紛失には十分ご注意ください。

後期高齢者医療制度に移行される方について

平成29年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

- ①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割り額の国民健康保険税が、9期に分かれて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれて賦課されます。
- ②<u>誕生日の月からは後期高齢者医療保険</u>に移行しますので、その月からの月割り額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。
- ③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方(単身世帯)については、5年間、医療分・支援分の平等割が軽減(半額)されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、医療分・支援分の平等割が4分の1軽減されます。 ※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生月の2ヶ月後に発送されます。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

問い合わせ:●国保資格、給付に関すること 民生部 国保年金課 35-2111 (内線 2335・2336) ●保険税の課税に関すること 財政部 税務課 35-2111 (内線 2225~2228) ●保険税の納税に関すること 財政部 収納課 35-2111 (内線 2241・2243~2247・2251)

高額療養費について

医療費の自己負担額が高額になったときは、国保の窓口に申請して認められれば、 自己負担限度額を超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。高額療養費を 受けるためには、申請が必要です。該当する方は忘れずに申請してください。

申請に必要 なもの

- ●国民健康保険被保険者証 ●保険医療機関等発行の領収書●マイナンバーがわかるもの
- ●世帯主名義の通帳 ●印かん
 - ※ 申請の受付は受診月の翌月からとなります。

● 70歳未満の人の場合

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた 場合は、その超えた分があとから支給されます。

■自己負担限度額(月額)

・平成27年1月診療分から

- 7 / 7 / 7		^ C C + -		
──所得※1区分		3回目まで	4回目以降*3	
901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	
600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
210万円以下	I	57,600円	44,400円	
住民税非課税世帯※2	オ	35,400円	24,600円	

- ※1 所得とは基礎控除後の「総所得金額等」のことです。
- ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。
- ※3 過去12ヶ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

■同じ世帯で合算して限度額を超えたとき

同じ世帯内で同じ月内に21.000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、そ れらを合算して限度額を超えた分があとから支給されます。

◆自己負担額の計算方法

- ●月ごと(1日から末日まで)の受診について計算。
- 2つ以上の病院や診療所にかかった場合は、別々に計算。
- 同じ病院・診療所でも歯科は別計算。また外来・入院も別計算。
- ◆入院時の食事代や保険がきかない差額ベット代等は支給対象外。

45歳の夫がA病院、43歳の妻がB病院、7歳の子がC病院、5歳の子がD病 院の外来にそれぞれかかり、1ヶ月あたりの医療費の自己負担額が104,000円 となった場合。(1ヶ月に21,000円以上の支払いが複数ある場合)

5	対	象	者	夫	妻	子	子
4	年		龄	45歳	43歳	7歳	5歳
2	受診した医療機関		機関	A病院(外来)	B病院(外来)	C病院(外来)	D病院(外来)
(矢	療	費	100,000円	80,000円	100,000円	100,000円
1	負	担 割	\Diamond	3割	3割	3割	2割
[3 負 担	額	30,000円	24,000円	30,000円	20,000円
Ī	听	得 区	分	ウ	ウ	ウ	ウ

- 1) 自己負担額が21,000円以上のものを合算します。 30,000円+24,000円+30,000円=84,000円
- 2)世帯合算の自己負担限度額を計算します。
- 80,100円+(280,000円-267,000円)×1%=80,230円
- 3) あとから支給される高額療養費の計算をします。 84,000円-80,230円=3,770円

② 70歳以上75歳未満の人の場合

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合は、その 超えた分があとから支給されます。

なお、75歳に到達する月は、誕生日前の国民健康保険制度と誕生日後の後期高齢 者医療制度における自己負担限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。

■平成29年8月から自己負担限度額が変わります。

		(平原	成29年7月まで	_	平原	成29年8月から
所得区分		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
課住	現役並み 所得者	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降44,400円※〉		57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降 44,400円※〉
課税世帯 税	— 般	12,000円	44,400円 ■		14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 〈4回目以降 44,400円※〉
非住課足	低所得者Ⅱ	8.000円	24,600円		8.000円	24,600円
非課税世帯	低所得者I	0,000	15,000円		0,000	15,000円

- ※過去12ヶ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額
- ▶低所得者 I · II の人は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、担当窓 口に申請してください。

◆自己負担額の計算方法

- ●月ごと(1日から末日まで)の受診について計算。
- 外来は個人ごとにまとめますが、入院を含む自己負担額は世帯内の対象者を合算して計算。
- 病院・診療所、歯科、調剤薬局などの区別なく合算して計算。
- ◆入院時の食事代や保険がきかない差額ベット代等は支給対象外。

73歳の夫がA病院とB病院の外来にかかり、72歳の妻はC病院に入院し、 1ヶ月あたりの医療費の自己負担額が55,000円となった場合。

	対 象	者	5	妻	
1	年	龄	72歳		
- 2	受診した図	医療機関	A病院(外来)	B病院(外来)	C病院 (入院)
	医 療	費	50,000円	100,000円	400,000円
1	負 担	割合	1	割	1割
	自己負	担額	5,000円	10,000円	40,000円
j	所 得	区分	_	般	—般

1) まず個人単位での自己負担限度額(12.000円)を適用し、夫の外来分で支給さ れる高額療養費の計算をします。 (5,000円+10,000円)-12,000円=3,000円

- 2) 次に世帯単位での自己負担限度額(44,400円)を適用し、妻の入院分を含めた 場合に支給される高額療養費の計算をします。 (12,000円+40,000円)-44,400円=7,600円
- 3) あとから支給される高額療養費の計算をします。 3,000円+7,600円=10,600円

★70歳以上75歳未満の人の所得区分判定基準

現役並み所得者 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の 国保被保険者がいる人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも下記①②③いずれかの 場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。

- ① 国保被保険者が1人で、収入383万円未満
- ② 国保被保険者が 1 人で、同一世帯の後期高齢者医療制度への移行で国保を抜けた旧国保 被保険者を含めて合計収入520万円未満
- ③ 同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者が2人以上で、合計収入が520万円未満

低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人。

低所得者 I 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が 必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人。

❸ 70歳未満と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯の場合

- ① 70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額をまず計算。
- ①に70歳未満の合算対象基準額(21.000円以上の自己負担額)を加算。
 - 70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

限度額適用認定証はおもちですか?

医療機関を受診する場合、入院外来とも「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯 の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証1)を提示することで、保険診療分の支払 いが一医療機関ごとに自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代等(入院時食事療養費・入院時生 活療養費) が減額されます。

「限度額適用認定証」の交付を希望する人は申請の手続きをしてください。なお、 認定証は申請した月の1日から有効となりますので事前に申請してください。

※保険税を滞納している世帯に属する方は、原則、認定証の交付を受けられません。

申請に必要なもの

●国民健康保険被保険者証

●印かん

総医療費が100万円で、医療機関の窓口で支払う一部負担金が30万円と なる所得区分が「ウ・エ」の70歳未満の人の場合

★認定証を医療機関の窓口に提示しない場合 ★認定証を医療機関の窓口に提示した場合

- 医療機関の窓口で支払う額(300,000円) -

医療機関の 窓口で支払う額 **フ** - 保険者が医療機関に支払 -

(87 430円)

高額療養費としてあとから支給 (212.570円)

自己負担限度額 (87 430円)

高額療養費 (212.570円)

※医療機関の窓口で支払う額については、「入院時食事代の標準負担額」、「保険外費用」は含みません

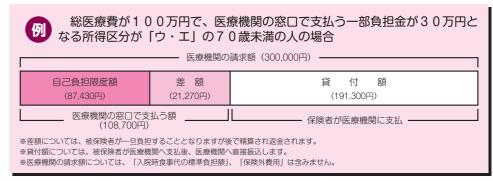
高額療養費資金貸付について

病院等で支払う医療費等が著しく高額となり、支払いが困難な場合は、高額療養費 資金貸付制度があります。

■制度の概要

医療機関への自己負担額の支払いが困難な場合には、後日支給されることとなる高 額療養費を担保として、高額療養費支給予定額の9割(百円未満切捨て)を限度に支払 資金の貸付を受けることができます。

- ※ 高額療養費資金貸付を受ける場合であっても「所得区分に応じた自己負担限度額」、「入院時食事代の標準 負担額」、「保険外費用」及び「高額療養費支給予定額と貸付額との差額」の合計額を医療機関に支払って いただくこととなります。
- ※ 未申告世帯の場合、貸付金額の算定は、上位所得者の扱いとなります。



●貸 付 額 高額療養費支給予定額の9割(百円未満切捨て)を限度 (貸付金額が1万円未満となる場合には、貸付することができません。)

●貸付方法 医療機関へ直接振込

●償還方法 高額療養費の支給時に貸付額を相殺する方法により償還

●利 息無利息

申請に必要なもの

- ●国民健康保険被保険者証 ●世帯主名義の通帳 ●印かん
- ●保険医療機関等発行の請求書(1か月分まとめて)